第十二条の五第一項の表に次のように加える。

第八十九条第四号	会社法第四百四十五条第五項	保険業法第九十六条の五第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項

第十二条の五第三項の表第九十条第五号の項の前に次のように加える。

第九十条第四号	前条第四号に掲げる資本金の額が保険業法第九十六条の九第五項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する	

第十二条の八中「第八百三十六条第一項並びに」を削り、同条の表第八百三十六条第一項の項を削る。

第十八条の三を削り、第十八条の四を第十八条の三とし、第十八条の五から第十八条の九までを一条ずつ繰り上げる。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第三十三条第三項第二号中「特定社債管理者」の下に「又は法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者」を加える。

第三十四条中「、第七百六条第四項」を「及び第七百六条第四項の規定」に、「、第七百十四条第一項及び第三項」を「第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに」に、「並びに第七百四十一条第一項」を「及び第七百四十一条第一項」に、「第七百十四条第一項」を「第七百十四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定社債管理補助者について準用する会社法の規定の読替え）

第三十四条の二　法第百二十七条の二第二項の規定において特定社債管理補助者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十四条の三	第七百三条各号	資産流動化法第百二十七条第八項において準用する第七百三条各号
第七百十四条の四第一項第三号	第四百九十九条第一項	資産流動化法第百七十九条第一項において準用する第四百九十九条第一項
第八百六十八条第四項	第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条	第七百十四条の七において準用する第七百七条
	第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十一条第一項及び第七百四十一条第一項	第七百十四条第一項及び第三項

第三十五条の表第七百三十七条第二項において準用する資産流動化法第百二十七条第八項において準用する第七百八条の項の前に次のように加える。

第七百十七条第三項第二号	第七百十四条の七	資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の七
第七百二十四条第二項	第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）	資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）並びに
第七百二十九条第一項	第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）	資産流動化法第百二十七条第八項又は資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の七において準用する第七百七条
第七百三十五条の二第一項	第七百十四条の七	資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の七

第三十五条の表第七百四十条第一項の項を削り、同表第七百四十条第三項の項から第八百六十八条第四項の項までを次のように改める。

第七百四十条第三項	「知れている債権者」とあるのは、第七百八十九条第二項及び第八百十条第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができるものに限り、社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）」とする	「知れている債権者」とあるのは、資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の七
第七百四十一条第三項	第七百十四条の四第二項第一号	資産流動化法第百二十七条の二第二項において準用する第七百十四条の四第二項第一号
第八百六十八条第四項	第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条並びに第七百十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百十八条第三項	第七百十八条第三項